

たのでありました

### 覺書

株式會社昭和製作所對從業員ノ待遇改善ニ關スル紛議ハ本日本森警察署長並灘谷憲兵分隊ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決セリ茲ニ覺書四通ヲ作製當事者並調停者各壹通ヲ保持スルモノトス

### 記

- 一、本回ニ限リ昇給ハ日給貳錢ヨリ拾五錢迄トシ會社ノ査定ニ依リ七月十五日附ヲ以テ之ヲ施行ス 但シ第三工場並分工場從業員ニ就テハ第一工場從業員トノ均衡ヲ計ルモノトス
- 二、請取作業ノ協定ハ左ノ方法ヲ以テス
  - (1) 近ク會社ガ計劃實施セントスル新制度ヲ原則トシ
  - (2) 之ガ合理化ヲ確保スベキ各工場別ノ機關タル専門委員會ヲ設置ス  
(注) 専門委員會ハ懇談會式ノモノニシテ決議權等ヲ有スルモノニアラズ
  - (3) 而シテ同委員會ハ職員三名ト各職場代表六名位ヲ以テ構成シ特ニ機能ノ活用ニ重點ヲ置ク

三、入社以來滿六ヶ月ヲ經過セル者ハ調査ノ上本備トス

四、退職手當制ノ改正、徹夜作業ノ可及的廢止、工場衛生設備ノ改善及軍事應召ニ對スル給與等ニ就テハ右ノ委員會ニ附議ノ上制定ス

昭和十年七月十五日

然して七月十四日午後四時に至るや會社側代表は「本覺書は、軍部に一應内諾を受くる必要あり明十五日まで調印を延期されたい」と申し出たのでこれを心よく承諾したのであります

然るに翌日に至り突如として會社は、不都合千萬にも、十七日に至り「荒木能率顧問は正式なる會社代表に非ず、また本覺書は軍部の反對により、調印いたし難し」と大森警察署長を通じ回答するに至つたのであります